

東日本大震災により補助金交付車両が被災された方へ

東日本大震災により被災された方々に、謹んでお見舞いを申し上げます。
自然災害等により、補助金の交付を受けた車両を廃車した場合又は津波などで車両が滅失された場合は、補助金を返納頂く必要はありませんので、以下の様式の書類をお送りいただきますようお願い致します。

なお、定められた期間を超えて車両を使用・保有されている場合は送付の必要はありません。

(様式)

①環境対応車の場合 (エコカー補助金) : 変更承認申請書 (震災用)

②電気自動車、クリーンディーゼル自動車、充電設備などの場合 (クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金) : 財産処分承認申請書(震災用)

※上記様式は、東日本大震災で被災した補助対象車両に限定し使用できます

(提出方法)

- ・ 郵送 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政琴平ビル8階
次世代自動車振興センター E C Oグループ
電話 : 03-5501-2061 (環境対応車の場合<エコカー補助金>)
電話 : 03-3503-3782 (電気自動車等の場合<クリーンエネルギー車等補助金>)

・ メール : ecocar@cev-pc.or.jp

※本アドレスは上記書類の受付専用であり、その他のメールは受け付けておりません。